

制定	6.	4.	1
改定	16.	4.	1
〃	25.	1.	1
〃	27.	4.	1

のぎく館利用規程

(目的)

第1条 この規定は、のぎく館の利用および運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 のぎく館を利用できる者は次のとおりとする。

1. 本学の教職員および学生
2. 本学の卒業生
3. 認定こども園の教職員、園児および家族
4. その他本学関係者及び本学が許可した者

(開館時間)

第3条 のぎく館の開館時間は次のとおりとする。

1. 学生の授業時間中、月曜日から金曜日までは午前8時から午後8時までとする。
2. 学生の授業時間中、土曜日においては午前8時から午後5時までとする。
- 2 前項にかかわらず、授業で使用する場合および本学が許可した場合はこの限りではない。

(閉館時間)

第4条 のぎく館の閉館日は次のとおりとする。

1. 日曜日
2. 国民の祝日に関する法律による休日
3. 本学の創立記念日（2月15日）
4. 年末年始休日（12月29日から翌年1月3日）および夏季特別休暇（8月14日から8月16日）
5. その他本学が定める日
- 2 前項にかかわらず、授業で使用する場合および本学が許可した場合はその限りではない。
- 3 学生の休業期間中は閉館する場合がある。

(通常利用)

第5条 のぎく館の喫食室は通常次の場合自由に利用できる。

1. 食 事
2. 喫 茶
3. 談 話
4. 読 書
5. 勉 学
6. 少人数のミーティング

2 2階ハーモニールームは、第6条に定める特別利用が行われている場合を除き前項と同様に利用できる。

(特別利用とその許可)

第6条 のぎく館を前条以外の次の事由により利用しようとする場合は、教室使用願い、集会、催し許可願などの所定の手続きにより許可を得るものとする。

(館内規律)

第7条 のぎく館の利用者は次のことを守らなければならない。

1. 施設、設備、備品等を汚損しないよう留意すること
2. 食事等の後かたづけを十分に行い、整理整頓と清潔の保持を留意すること
3. 他の利用者の迷惑になる言動を慎むこと
4. 備品をみだりに移動しないこと。やむを得ず移動する場合は、事前に本学の許可を得て行い必ず復元すること
5. 館内での喫煙は禁止とする
6. その他本学の指示があった場合はそれを遵守すること

(賠償)

第8条 施設を使用し、施設・設備を破損または汚損した場合は、相当の代価をもって弁償するか原状に復さなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の所管は総務課とする。